

別 紙（第2条、第3条関係）

人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるDX人材育成事業）における補助事業者、補助事業に係る補助対象経費及びその範囲、並びに補助金の額は、次のとおりとする。

1 補助事業者

公立・私立の高等専修学校の設置者

※私立の設置者にあつては、高等課程を設置する学校法人及び準学校法人に限る。

2 補助事業に係る補助対象経費及びその範囲

- (1) 高等専修学校におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るために必要な別表に掲げる①～④の項目を実施するに当たり必要となる設備備品費及び関連経費（事業実施に当たり、設備と一体として機能し、又は設備を利用するために導入時において不可欠な経費）、委託費、雑役務費、消耗品費、人件費（報酬、給料、職員手当等。ただし、学校教育法第129条に規定する教職員に関するものは除く。）、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、会議費、通信運搬費、保険料。
- (2) 業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあつてもその業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。
- (3) 交付対象経費の範囲についてその他必要な事項は、別に通知する。

3 補助金の額

- (1) 1校当たり補助1年目（環境整備支援）は1,000万円を、それ以外（運用支援）は200万円を補助の上限とする。
- (2) 最終的な補助額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

	補助事業に係る補助対象経費	補助事業に係る補助対象経費の範囲
①	高等学校設置基準第6条第2項に定める情報に関する学科に準じる学科（以下「情報科」という）、理数に関する学科に準じる学科（以下「理数科」という）、その他情報・理数を重視した専門学科、またそれに類似する専攻、コース等を設置すること（設置に向けた具体的な検討を含む）による、情報、数学、理科、理数等の教育の充実に係る経費	当該学科・専攻等や教科の充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、カリキュラムアドバイザーなどの人件費、学科・専攻等の設置に向けた具体的な検討のために必要な会議費や旅費、謝金等を対象とする。
②	学科転換（設置、学科転換に向けた具体的な検討を含む）による、文理横断教育、探究的な学びの充実に係る経費	当該学科や文理横断教育、探究的な学びの充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、カリキュラムアドバイザーや大学等関係機関との連携調整を担うコーディネーターの人件費、学科の設置に向けた具体的な検討のために必要な会議費や旅費、謝金等を対象とする。
③	<u>情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の科目</u> 、 <u>数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な教科・科目又は総合的な探究の時間</u> に相当する内容、 <u>情報Ⅱ</u> の内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目の開設等（新規開設に向けた具体的な検討を含む）による、情報、数学、理科、理数等の教育の充実に係る経費 ※ <u>下線</u> の科目は高等学校学習指導要領において定めている科目を指す。	当該教科・科目の充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、カリキュラムアドバイザーなどの人件費、科目の新設に向けた具体的な検討のために必要な会議費や旅費、謝金等を対象とする。
④	デジタルを活用した課外活動又は授業を実施することによる、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実に係る経費	当該教科等の教育内容の充実、探究的な学びやSTEAM教育等の文理横断的な学びの充実、対話的・協働的な学びの充実に必要な設備整備等の経費、大学等へ専門的な指導等を外部委託するための委託費、大学等関係機関との連携調整を担うコーディネーターの人件費等を対象とする。